

令和2年度

福祉事務所概要

沖縄県八重山福祉事務所

はじめに

日頃より八重山福祉事務所の事業実施に際しご理解ご協力を賜り、関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。

八重山福祉事務所は、生活保護をはじめとする各種福祉事業を実施するほか、八重山圏内の福祉事業者に対し、適切な事業体制の確保を図るための実地指導等を行っており、地域における福祉サービスの確保・質の向上に努めています。昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の実施に影響を受けているところですが、引き続き福祉施策の推進に努めて参ります。

また、沖縄県では「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向け、令和3年9月に「沖縄県SDGs実施指針」を策定したところです。

本方針においては、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現」、「医療・福祉の充実」、「健康長寿と生きがい」や「子どもを貧困から守る子育てしやすい暮らし」等の優先課題が設定されています。八重山福祉事務所も、八重山圏域における拠点的功能を担う福祉事務所として、関係機関との連携強化に努め、これらの課題に取り組んで参ります。

最後になりますが、本書は令和2年度の八重山福祉事務所の活動を概要書としてまとめたものであり、広く関係各位に活用され、福祉事務所への理解を深めていただけるよう、わかりやすく工夫したものになっております。本書が八重山の地域福祉推進の一助になれば幸いです。

令和3年 9月

沖縄県八重山福祉事務所 所長 新城 正志

総目次

項目	頁
I. 総説	1～
1. 沿革	
2. 組織図及び職員数	
3. 所掌事務	
4. 予算推移	
II. 業務概要	6～
1. 生活保護	
2. 地域福祉	
3. 高齢者福祉	
4. 障害福祉	
5. 児童福祉	
6. 母子及び父子並びに寡婦福祉	
7. 女性保護	
III. 資料編	24～
表1 管内の被保護世帯、人員、保護率	
表2 生活保護開始理由	
表3 被保護世帯の類型	
表4 世帯類型別保護受給期間	
表5 八重山圏域における民生委員の配置状況	
表6 令和2年度介護保険事業者の指定及び実地指導状況	
表7 市町村別・障害程度別療育手帳交付状況	
表8 特別障害者手当等の支給月額推移	
表9 特別障害者手当等の支給状況	
表10 障害福祉サービス事業所に対する実地指導の実施状況	
表11 家庭児童相談室における年度別相談件数(のべ数)	
表12 家庭児童相談室における相談の経路別件数	

表13	家庭児童相談室における相談の処理内容別件数	
表14	助産施設入所措置状況	
表15	市町別母子世帯の状況	
表16	市町別父子世帯の状況	
表17	年度別資金別母子父子自立支援員の活動状況	
表18	年度別母子父子協力員の活動状況	
表19	母子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	
表20	父子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	
表21	寡婦福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	
表22	年度別償還状況(圏域)	
表23	女性相談等主訴別受付状況(のべ数)	
表24	女性相談等経路別受付状況	
表25	一時保護件数(圏域)	

I 総説

I 総説目次

項 目	頁
1. 沿革	1
2. 組織図及び職員配置図	3
3. 所掌事務	4
4. 予算推移	5
(1) 令和2年度歳入予算科目別決算状況、対前年度比較	
(2) 令和2年度歳出予算科目別決算状況、対前年度比較	

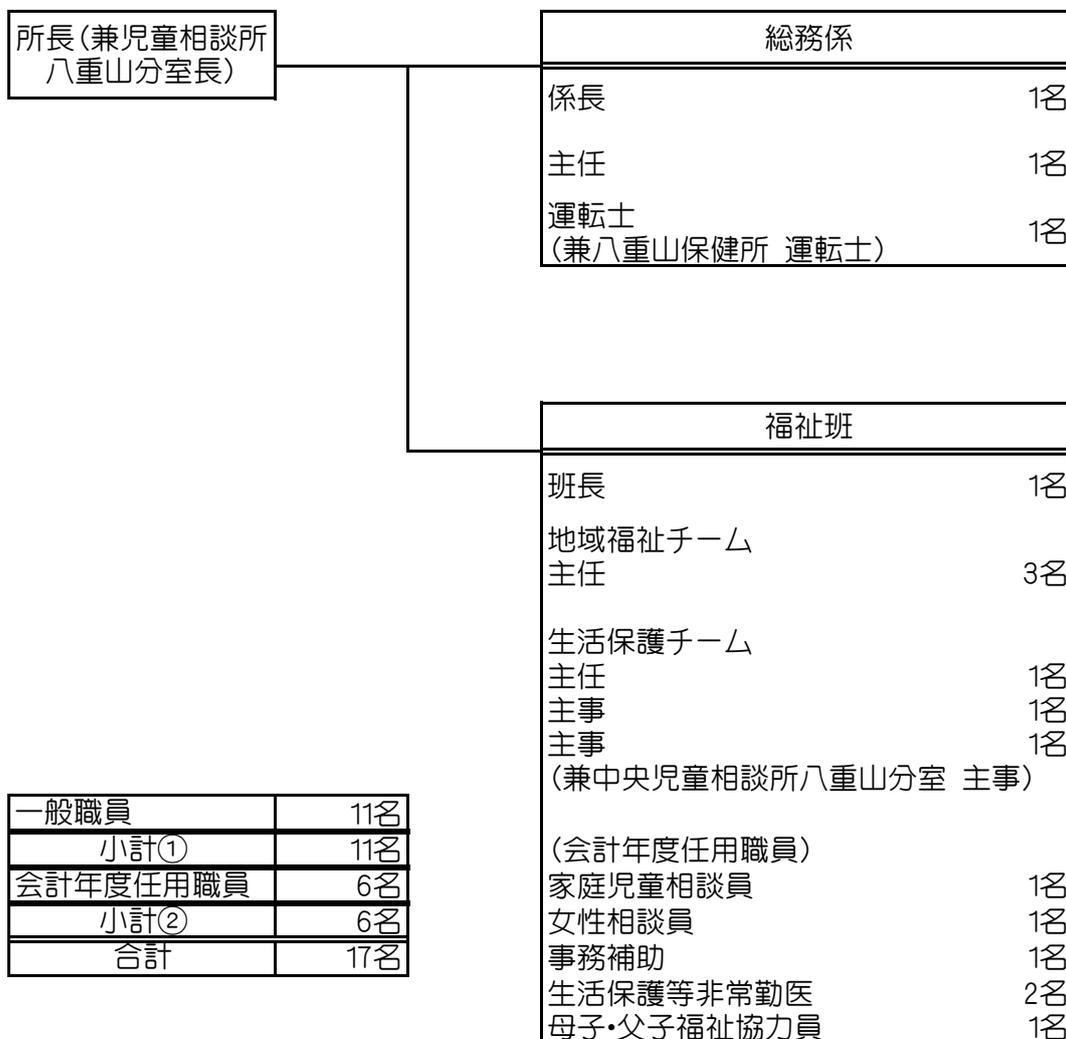
1. 沿革

昭和 27 年 4 月 1 日	琉球政府設立と同時に八重山民生事務所として発足する。
昭和 27 年 9 月 22 日	八重山地方長設置に伴い同庁に吸収され、社会課となる。
昭和 29 年 10 月 1 日	八重山福祉事務所設置される。 －昭和 28 年 11 月 9 日に社会福祉事業法が制定され、それに伴い、昭和 29 年 9 月 24 日に琉球政府行政事務部局組織法が改正され、福祉地区ごとに福祉事務所を設置することになった。
昭和 32 年 11 月 26 日	社会局組織規定の一部改訂より、庶務課と保護課の 2 課が新設され、同年 12 月に石垣市字大川 280 番地－11(現在の沖縄銀行八重山支店所在地)に事務所を移転する。
昭和 36 年 7 月 31 日	行政組織法の改正により社会局は、厚生局となる。
昭和 44 年 3 月 1 日	事務量及び職員増により、石垣市字美崎町 1 番地－8(沖縄食糧 KK2 階)へ事務所を移転する。
昭和 47 年 5 月 15 日	本土復帰により琉球政府は、沖縄県となり、事務所の名称も沖縄県八重山福祉事務所となる。
昭和 48 年 3 月 31 日	石垣市字登野城 55 番地(現在の石垣地方合同庁舎所在地)に事務所を移転する。
昭和 48 年 4 月 1 日	石垣市福祉事務所設置に伴い管轄地区の変更と事務引継ぎを行なう。
昭和 49 年 1 月 31 日	石垣市美崎町 1 番地－5(名嘉商会の 2 階)へ事務所を移転する。
昭和 59 年 4 月 1 日	福祉事務所の機構改革により次長(兼総務課長)が置かれ、同時に主任主事を主査に職名変更する。 福祉事務所の組織改革により、次長を保護課長兼務に改める。
昭和 61 年 3 月 25 日	石垣市字登野城 4 番地－3(八重山保健所所管)に庁舎を新築落成(軽量鉄骨造平家建 218 m ²)し、事務所を移転する。
平成 4 年 1 月 8 日	敷地 977.66 m ² が八重山保健所より所管換えとなる。
平成 5 年 4 月 1 日	社会福祉八法改正に伴い、老人及び身体障害者の措置権を町へ移譲する。
平成 6 年 4 月 11 日	組織の改廃に伴い、八重山福祉事務所の総務課を廃止し、地域福祉課を設置する。
平成 6 年 5 月 13 日	八重山支庁庁舎建設に伴い、石垣市八島町 2 番地－4(金秀建設株式会社の軽量鉄骨プレハブハウス造り)へ事務所を移転する。
平成 6 年 5 月 24 日	八重山支庁庁舎建設に伴い、建物(軽量鉄骨プレハブ造り事務所)を取り壊す。工作物かこい、その他 4 点を取り壊し、公有財産台帳から廃棄する。
平成 7 年 4 月 1 日	管内町村の老人福祉法、身体障害者福祉法に基づく措置事務に係る指導監査が、生活福祉部福祉総務課より移譲される。
平成 7 年 7 月 26 日	八重山支庁庁舎建設に伴い、土地 977.66 m ² は総務部管財課へ引継ぐ。
平成 8 年 4 月 1 日	沖縄行政組織規則の一部を改正する規則により八重山福祉事務所を八重山支庁福祉課に改める。
平成 9 年 4 月 1 日	管内町村の社会福祉協議会の指導監査事務が生活福祉部福祉総務課から移譲される。
平成 9 年 11 月 1 日	新庁舎(石垣市真栄里 438-1)へ移転する。
平成 10 年 4 月 1 日	沖縄県組織改正により生活福祉部が福祉保健部となる。

平成 14 年 4 月 1 日	沖縄県組織改正により八重山保健所と統合し、八重山福祉保健所となる。
平成 16 年 4 月 1 日	沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則により班体制へ移行並びに沖縄県八重山配偶者暴力相談支援センター設置。
平成 19 年 4 月 1 日	沖縄県中央児童相談所八重山分室設置。
平成 21 年 4 月 1 日	本庁組織改正により八重山支庁八重山福祉保健所は、福祉保健部八重山福祉保健所となる。
平成 26 年 4 月 1 日	本庁組織改正により福祉保健所所管部局が、福祉保健部から子ども生活福祉部となる。
平成 28 年 4 月 1 日	沖縄県組織改正により八重山福祉保健所が、八重山福祉事務所と八重山保健所に分離する。

2. 組織図及び職員配置図

令和2年4月1日現在



3. 所掌事務

◆ 総務係

- (1) 所内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 処務細則に関する事。
- (3) 人事、定数、人事評価システムに関する事。
- (4) 服務に関する事。
- (5) 庶務及び会計事務に関する事。
- (6) 財産及び物品の保管に関する事。
- (7) 福祉の情報提供に関する事。
 - ・管内の福祉の情報の収集、整理、情報提供に関する事。
 - ・福祉事務所概要編集に関する事。
 - ・福祉事務所ホームページの管理に関する事。
- (8) 福祉事務所長出席の会議等に関する事。
- (9) 災害救助に関する事。
- (10) 統計に関する事。
- (11) 八重山福祉事務所車両の運転・維持管理に関する事。
- (12) 八重山福祉事務所の雑務に関する事。
- (13) 八重山保健所業務に関する事。(運転業務)

◆ 福祉班

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 生活困窮者支援に関する事。
- (3) 児童福祉に関する事。
- (4) 民生委員、児童委員、主任児童委員に関する事。
- (5) 母子、父子及び寡婦福祉に関する事。
- (6) 身体障害者の福祉に関する事。
- (7) 知的障害者の福祉に関する事。
- (8) 障害者の自立支援に関する事。
- (9) 老人の福祉に関する事。
- (10) 家庭児童福祉に関する事。
- (11) 介護保険サービス事業所の実地指導等に関する事。
- (12) 介護保険制度の支援等に関する事。
- (13) 要保護女子の福祉及び相談に関する事。
- (14) 配偶者暴力相談支援に関する事。
- (15) 郡部社会福祉協議会の指導監査に関する事。
- (16) ハンセン病相談の窓口に関する事。
- (17) 児童相談所八重山分室業務に関する事。(兼務業務)

4. 予算推移

(1) 令和2年度歳入予算科目別決算状況、対前年度比較

(単位:円)

科 目	令和2年度	平成31年度	増減額	前年度比
一般会計	3,578,960	4,595,521	-1,016,561	77.9%
(款) 分担金及び負担金	760,000	307,000	453,000	247.6%
(項) 負担金	760,000	307,000	453,000	247.6%
(目) 民生費負担金	760,000	307,000	453,000	247.6%
(節) 児童福祉施設負担金	760,000	307,000	453,000	247.6%
(款) 諸収入	2,818,960	4,288,521	-1,469,561	65.7%
(項) 雑入	2,818,960	4,288,521	-1,469,561	65.7%
(目) 雑入	2,818,960	4,288,521	-1,469,561	65.7%
(節) 雑入(子ども生活福祉部)	2,055,941	2,052,907	3,034	100.1%
(節) 生活保護返還金	763,019	2,235,614	-1,472,595	34.1%
特別会計	9,184,869	8,447,050	737,819	108.7%
(款) 諸収入	9,184,869	8,447,050	737,819	108.7%
(項) 貸付金元利収入	9,007,074	8,285,635	721,439	108.7%
(目) 母子寡婦福祉貸付金元利収入	9,007,074	8,285,635	721,439	108.7%
(節) 貸付金元金収入	9,003,967	8,280,851	723,116	108.7%
(節) 貸付金利息収入	3,107	4,784	-1,677	64.9%
(項) 雑入	177,795	161,415	16,380	110.1%
(目) 違約金及び延納利息	177,795	161,415	16,380	110.1%
(節) 違約金及び延納利息	177,795	161,415	16,380	110.1%
合 計	12,763,829	13,042,571	-278,742	97.9%

(2) 令和2年度歳出予算科目別決算状況、対前年度比較

(単位:円)

款	項	目	令和2年度	平成31年度	増減額	前年度比
民生費 (一般会計)	社会福祉費		8,379,439	9,061,866	-682,427	92.5%
		社会福祉総務費	7,134,486	7,537,486	-403,000	94.7%
		障害者福祉費	756,920	892,190	-135,270	84.8%
		老人福祉費	125,183	211,983	-86,800	59.1%
		障害者自立支援諸費	362,850	420,207	-57,357	86.4%
	児童福祉費		9,744,328	7,400,228	2,344,100	131.7%
		児童福祉総務費	5,205,364	5,263,926	-58,562	98.9%
		児童措置費	3,924,490	1,543,160	2,381,330	254.3%
		母子福祉費	614,474	585,142	29,332	105.0%
	生活保護費		38,168,232	43,207,084	-5,038,852	88.3%
		生活保護総務費	4,322,981	5,168,329	-845,348	83.6%
		生活保護扶助費	33,845,251	38,038,755	-4,193,504	89.0%
		児童福祉施設費	0	8,000	-8,000	0.0%
衛生費 (一般会計)	公衆衛生費		14,200	13,700	500	103.6%
		ハンセン病対策費	14,200	13,700	500	103.6%
小 計(一般会計)		56,306,199	59,682,878	-3,376,679	94.3%	
民生費 (特別会計)	母子寡婦福祉費		5,690,745	6,191,693	-500,948	91.9%
		母子父子寡婦福祉費	5,690,745	6,191,693	-500,948	91.9%
小 計(特別会計)		5,690,745	6,191,693	-500,948	91.9%	
合 計		61,996,944	65,874,571	-3,877,627	94.1%	

II 業務概要

Ⅱ 業務概要目次

項 目	頁
1. 生活保護	
(1) 生活保護の決定及び実施	6
2. 地域福祉	
(1) 生活困窮者自立支援制度	7
(2) 民生委員・児童委員	8
(3) 社会福祉協議会指導監査	9
3. 高齢者福祉	
(1) 介護保険事業所の指定・更新等	10
(2) 介護保険事業者の指導及び監査	11
4. 障害福祉	
(1) 療育手帳の交付等	12
(2) 特別障害者手当等の認定及び支給	13
(3) 心身障害者扶養共済制度	14
(4) 障害福祉サービス事業者等の指導	15
(5) 圏域障害者自立支援連絡会議等の運営	16
5. 児童福祉	
(1) 家庭児童相談	17
(2) 助産制度	18
(3) 保育行政等指導監査	19
6. 母子及び父子並びに寡婦福祉	
(1) 母子父子寡婦福祉資金	20
(2) 母子家庭等対策総合支援	21
7. 女性保護	
(1) 女性相談	22
(2) 配偶者暴力相談支援センター	23

分野	1.生活保護
制度/業務	(1)生活保護の決定及び実施
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部福祉総務課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長するため、生活保護法等関係法令に基づき、生活保護を決定・実施する。</p> <p>生活保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する者に対して行われるものであり、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われる。</p> <p>保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類で、要保護者の必要に応じて行われる。</p> <p>当事務所においては、町役場や医療機関等の関係機関と連携して要保護者の状況把握を行うとともに、保護の適正実施につとめている。</p>	
<p>【八重山圏域の現状】</p> <p>(1)管内の被保護世帯、人員、保護率</p> <p>令和2年度(3月統計)の管内保護世帯数は55世帯、被保護人員は67人、保護率は11.13%となっている。</p> <p>近年の状況としては、平成20年度頃から平成24年度にかけて不況の影響で被保護世帯数が増加傾向にあったものの、平成25年度以降は景気の回復とともに減少傾向にあったが、今後は新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される。</p> <p>(2)保護の開始件数と開始理由</p> <p>令和2年度の保護開始件数は前年度から4件減少し、16件。開始理由としては、「世帯主の傷病等」や「要介護状態」、ついで「預貯金の減少等」が多くなっている。</p> <p>(3)被保護世帯の類型</p> <p>令和2年度末時点の被保護世帯を世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」が最も多い。</p> <p>近年は、高齢者世帯の割合が高く、生活保護受給者の高齢化が進んでいる。</p> <p>(4)世帯類型別保護受給期間</p> <p>令和3年4月1日時点における保護受給期間別の被保護世帯数を見ると、「1年以上5年未満」が29.1%、「5年以上10年未満」が23.6%となっている。受給期間が5年以上の世帯が昨年より6.5%下がり、全体の半分を下回った。</p>	
参考データ	<p>表1 管内の被保護世帯、人員、保護率(p.24)参照</p> <p>表2 保護開始件数と開始理由(p.24)参照</p> <p>表3 被保護世帯の類型(p.24)参照</p> <p>表4 世帯類型別保護受給期間(p.24)参照</p>

分野	2. 地域福祉
制度/業務	(1) 生活困窮者自立支援制度
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部福祉総務課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施している。</p> <p>(1) 自立相談支援事業 就労その他の自立に関する相談支援の実施、事業利用のためのプラン作成等</p> <p>(2) 住宅確保給付金 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住宅確保給付金」(有期)を支給</p> <p>(3) 一時生活支援事業 住居のない生活困窮者に対し一定期間宿泊場所や衣食を提供</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>当該事業の実施については「公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会」に委託している。作成したプランの内容の審議やプラン終結時の評価等を行うことを目的として、プランに係る機関で構成する「八重山福祉事務所生活困窮者支援調整会議」を設置している。</p>	
参考データ	—

分野	2. 地域福祉
制度/業務	(2) 民生委員・児童委員
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>民生委員とは、民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づき、市町村区域に配置されている民間の奉仕者(ボランティア)で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。</p> <p>なお、職身分は地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当する。(活動費の支給はあるが、基本的に無給のボランティアとして活動する。)</p> <p>また民生委員は、児童福祉法第16条第2項により児童委員を兼務するものとされている。</p> <p>沖縄県(福祉事務所等)は、民生委員に係る市町村支援などを主に行っており、市町村は民生委員の募集に係る民生委員推薦会を開催するなど住民と直接的に関わる業務を行っている。</p> <p>《民生委員に係る連絡先(民生委員になりたい方など)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市:石垣市福祉総務課 0980-82-5045(直通) ・竹富町:竹富町町民課 0980-82-6191(代表) ・与那国町:与那国町長寿福祉課 0980-87-3575(直通) 	
<p>【八重山圏域の現状】</p> <p>八重山圏域では、民生委員の充足率が課題となっており、平成22年:100%、平成25年:88.6%、平成28年:87.5%(いずれも一斉改選時点)、平成31年度(令和3年3月31日現在):77.7%となっている。</p> <p>充足率が低下した原因としては、石垣市において人材確保が難航していることや、市の人口増加等に伴う民生委員の業務増加に伴い、定数自体を79名から86名に増やしたためと思われる。民生委員の欠員は、地域住民の声を拾ううえで極めて由々しき課題であり、住民サービスを遂行するなかで人材確保は必須となっている。</p> <p>なお、竹富町においては100%、与那国町においては87.5%となっている。</p> <p>沖縄県としては、民生委員の活動について広く県民の理解を得るため、県広報誌やテレビ等を活用して普及活動を行っており、毎年5月12日の民生委員・児童委員の日には、民生委員の重要性等を伝えるため、知事メッセージを発表している。</p> <p>加えて、沖縄県では平成27年度より欠員補充対応の迅速化と民生委員活動の円滑な実施を図るため、委嘱手続きの簡素化に取り組むなど、充足率の向上に努めている。</p>	
参考データ	表5 八重山圏域における民生委員の配置状況(p.25)参照。

分野	2. 地域福祉
制度/業務	(3) 社会福祉協議会指導監査
所掌範囲	竹富町及び与那国町
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>社会福祉協議会は、市町村、都道府県及び中央の各段階で組織されている民間の自主的組織であり、一定地域において住民が主体となってその福祉を増進するため、地域の実情に応じた組織的、効率的な地域福祉活動を促進することを目的としている。</p> <p>そのなかで、市町村社会福祉協議会は、社会福祉に対する理解と協力を深め、その地域における社会福祉の増進を図ることを目的に、社会福祉に関する調査・研究・連絡・普及・宣伝を実施している。また、心配ごと相談等の各種相談、生活福祉資金等低所得者に対する援助、ボランティア活動の育成等も行っている。</p> <p>当所では竹富町社会福祉協議会及び与那国町社会福祉協議会に対し、適正な法人、事業運営及び施設運営を図ることを目的に、社会福祉法第 56 条に基づき、指導監査を実施している。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>平成 29 年度 竹富町社会福祉協議会 監査実施 平成 30 年度 与那国町社会福祉協議会 監査実施 平成 31 年度 竹富町社会福祉協議会 監査実施 令和 2 年度 与那国町社会福祉協議会 監査実施</p>	
参考データ	—

分野	3. 高齢者福祉
制度/業務	(1) 介護保険事業所の指定・更新等
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>介護保険事業者として、介護保険法等に基づく居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、居宅介護支援事業所等の指定を受けるには、沖縄県知事への申請が必要である。（※居宅介護支援事業所については、法改正による都道府県から市町村への権限移譲により、平成 30 年度以降は市町村から指定を受けることとなった。）</p> <p>また、指定された介護保険事業所は、各種加算や体制の変更等の届出、指定後6年ごとに指定更新を受けることなどが義務づけられている。</p> <p>《指定に係る主な手続き》</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事前協議（八重山福祉事務所又は沖縄県高齢者福祉介護課が窓口となる。） (2) (1)の後に、事業所の建築や改修の実施 (3) 指定申請（指定予定日（事業開始予定日）の前々月末までに提出する。） (4) 現地調査（指定申請後、指定予定日（事業開始予定日）の前月 10 日頃まで実施する。） (5) 指定（事業開始日）（各月の1日） <p>※なお、訪問介護事業所、通所介護事業所及び短期入所生活介護事業所の指定を受け る場合には、老人福祉法に基づく届出を行う必要がある。</p> <p>※訪問介護事業所又は通所介護事業所が併せて介護予防・日常生活支援総合事業（訪 問型又は通所型サービス）も行う場合は、別途、市町村から指定を受ける必要がある。</p> <p>※手続きに係る内容や様式、県内における指定事業所情報などは、沖縄県高齢者福祉介 護課介護指導班のホームページに掲載されている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>平成 29 年度中の新規指定は1件あり、廃止は1件、休止は1件、再開は1件である。</p> <p>平成 30 年度中の新規指定は3件であった。</p> <p>平成 31 年度中の新規指定は0件であった。</p> <p>令和 2 年度中の新規指定は5件であった。</p>	
参考データ	表6 令和2年度介護保険事業者の指定及び実地指導状況 (p.25) 参照。

分野	3. 高齢者福祉
制度/業務	(2) 介護保険事業者の指導及び監査
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>介護保険法等に基づき指定を受けた居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、居宅介護支援事業所等は、指定した都道府県知事から指導及び監査を必要に応じて受ける義務がある。（※居宅介護支援事業所については、都道府県から市町村への権限移譲により、平成30年度以降は市町村から指導・監査を受ける必要がある。）</p> <p>指導については、実地指導と集団指導の2つがある。</p> <p>《実地指導》</p> <p>その性質上、実施の時期を具体的に公表することはできないが、6年ごとの指定更新までの間に1回以上、また第三者から苦情や通報等を受けた場合は優先して実施している。</p> <p>《集団指導》</p> <p>直近の制度改正や介護報酬の内容などを沖縄県から指定を受けた介護保険事業者に周知することを目的に、八重山圏域では毎年1回実施している。</p> <p>また、監査については、沖縄県が指定した介護保険事業者に対し、行政処分等の行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合などにおいて、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施している。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和2年度において、実地指導は6事業所、8事業に対して実施した。監査については、行政上の措置に該当する事案がなかったため、令和2年度は実施していない。</p>	
参考データ	表6 令和2年度介護保険事業者の指定及び実地指導状況 (p.25) 参照。

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(1) 療育手帳の交付等
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>療育手帳は、知的障害者(児)に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援護措置を受けやすくするために療育手帳を交付している。</p> <p>また、療育手帳の交付は、知的障害者又はその保護者が市町村を経由して都道府県知事へ申請し、児童相談所(18歳未満)又は知的障害者更生相談所(18歳以上)における判定結果に基づき決定している。</p> <p>沖縄県では業務の円滑な推進を目的として、これまで福祉事務所で行っていた申請書の受理及び手帳作成等の療育手帳業務を令和3年4月1日より知的障害者更生相談所に移管することで、業務の一元化を図っている。</p> <p>《申請窓口》</p> <p>居住する地域の市役所・町役場(障害者支援窓口)</p> <p>《援護措置の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当の支給等 ・重度障害児の日常生活用具の給付等 ・心身障害者扶養共済制度 ・旅客運賃等の割引(航空運賃、鉄道、バス、船舶、有料道路通行料など) ・所得税、住民税、自動車税、自動車取得税の諸控除及び減免 ・NHK受信料の免除 ・公営住宅の優先入居 ・重度心身障害者の医療費の助成 ・その他 <p>《実施根拠》</p> <p>療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚労省発児第156号厚生事務次官通知)本通知は、あくまで療育手帳に関する技術的助言(ガイドライン)であり、各都道府県知事等は、本通知に基づきそれぞれの実施要綱等を制定し、運用している。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>八重山圏域における療育手帳保持者は、令和3年3月31日時点で623名となっており、このうち令和2年度中の新規交付は34件である。</p>	
参考データ	表7 市町村別・障害程度別 療育手帳交付状況(p.25)参照。

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(2) 特別障害者手当等の認定及び支給
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部障がい福祉課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>当所では、特別障害者(二十歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者)及び重度障害児(障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者)の福祉の増進を図ることを目的として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)」ほか関係法令等に基づき、昭和61年4月1日から特別障害者手当及び障害児福祉手当の認定及び支給を行っている。(竹富町及び与那国町在住者のみ。石垣市在住者については、石垣市福祉部障がい福祉課が所管。)</p> <p>なお、従前の福祉手当については、障害基礎年金及び特別障害者手当制度の創設に伴い廃止され、経過措置対象分のみでの支給となっている。</p> <p>新たに支給を申請する場合や転入による住所変更等を行う場合等には、各町役場の担当課にて申請を行う。</p> <p>《申請窓口》</p> <p>竹富町:竹富町福祉支援課 0980-82-6191(代表)</p> <p>与那国町:与那国町長寿福祉課 0980-87-3575(直通)</p> <p>支給は3か月毎(支給月:5月、8月、11月、2月)で、支給月にはその前3か月分の手当を支給することとなっている。(例:2月、3月、4月分手当→5月支給。)</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和2年度末の特別障害者手当の支給状況については、竹富町で実人数3名、与那国町で同0名、障害児福祉手当については、竹富町で同0名、与那国町で同0名となっている。(福祉手当(経過措置対象分)については、令和3年3月31日現在、竹富町及び与那国町に対象者はいない。)</p>	
参考データ	表8 特別障害者手当等の支給月額推移(p.25)参照。 表9 特別障害者手当等の支給状況(p.25)参照。

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(3)心身障害者扶養共済制度
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部障がい福祉課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡又は重度障害後の心身障害者に年金を支給し、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設された。</p> <p>当所においては、「沖縄県心身障害者扶養共済制度条例(昭和48年3月29日条例第38号)」ほか関係法令に基づき、当該制度に係る業務のうち、加入者、対象障害者、年金受給権者及び年金管理者の現況の確認や、掛金の減免申請の受付業務等を実施している。</p> <p>本制度の加入の要件は、心身障害者を扶養している県内に在住する65歳未満の者であつて、特別の疾病や障害がなく、年金保険に加入できる健康状態であることで、所得状態等によっては掛金の減免が受けられる場合がある。</p> <p>加入者が死亡もしくは重度障害となった時には、当該加入者が扶養していた対象障害者に対して月額2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が終身にわたり支給される。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和3年3月31日現在、与那国町に4名加入者がいる。</p>	
参考データ	—

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(4) 障害福祉サービス事業者等の指導
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
【制度/業務の概要】	
(1) 障害福祉サービス事業者等の指導	
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法をはじめとする福祉諸法並びに沖縄県の条例及び施行規則で定める最低基準及び指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言指導又は是正の措置を講じる事により、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保並びに自立支援給付等に係る費用等の支給の適正化を図り、県における障害者(児)福祉の増進に寄与することを目的として、圏域内障害福祉サービス事業者の指導にあたっている。</p> <p>指導には、担当職員が各事業所に赴き状況を確認する実地指導と、圏域内の事業者を一堂に集め講義形式で指導する集団指導の2種類がある。</p>	
(2) 自立支援給付等支給事務に関する市町村指導	
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく自立支援給付等の支給事務に関し、地方自治法に基づく技術的助言として圏域内市町に対する指導を行っている。</p>	
【八重山圏域の現状】	
<p>国の方針を受け、平成 28 年度から障害福祉サービス事業所の指導強化に取り組んでいる。具体的には、平成 28 年度及び 29 年度は指導の重点を書類の整備等の基礎的な確認に置き、多くの事業所に対して基礎的な運営面の確認をおこなった。平成 30 年度以降は前述の基礎的な運営名の確認に加え、基準の遵守及びサービスの質の確保を指導の重点とし、事業所の指導強化に取り組んでいる。</p> <p>集団指導については、令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催していない。</p> <p>市町村指導については、圏域内の2町と1市を1年ごとに交互に実施している。</p>	
参考データ	表 10 障害福祉サービス事業所に対する実地指導の実施状況 (p.26) 参照。

分野	4. 障害福祉
制度/業務	(5) 圏域障害者自立支援連絡会議等の運営
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
【制度/業務の概要】	
<p>八重山圏域障害者自立支援連絡会議の運営</p> <p>障害者総合支援法に基づく沖縄県障害者自立支援協議会と各市町村の障害者自立支援協議会をつなぐ協議の場として圏域障害者自立支援連絡会議を運営している。</p> <p>同連絡会議には「療育・教育」「就労」「地域住まい」の3つの専門部会を設け、圏域の関係機関と情報共有・意見交換を行い、課題の解決に取り組んでいる。</p> <p>併せて、同会議の構成員等と連携・協力しながら、発達障害者支援、障害者雇用、障害者相談支援、長期入院精神障害者の地域移行等に関する圏域内研修及び学習会等を実施している。</p>	
【八重山圏域の現状】	
<p>令和2年度の八重山圏域障害者自立支援連絡会議は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初計画に沿った活動ができなかったものの、発達障害者就労支援者向け研修の開催（沖縄県発達障害者支援センターとの共催、就労部会）、発達支援関係者向け研修会「地域で支える子どもの育ち」の開催（沖縄県発達障害者支援センターとの共催、療育・教育部会）、地域移行・地域定着事例検討ワーキンググループの開催（地域住まい部会）等に取り組んだ。</p>	
【体制図】	
<pre> graph TD A[八重山圏域障害者自立支援連絡会議] --> B[療育・教育部会] A --> C[就労部会] A --> D[地域住まい部会] B --- B1[・圏域内療育体制の整備 ・発達障害児者支援 ...etc.] B --- B2([療育相談、発達支援システム、えいふる普及、レスパイトケア、ペアレントプログラム、進学時連帯保証人...]) C --- C1[・障害者優先調達推進制度 ・障害者雇用、工賃向上支援 ...etc.] C --- C2([就労施設取扱物品や役務のPR、優先調達方針制定への呼びかけ、就労事業所の地域イベント出展勧奨...]) D --- D1[・障害者の住まい確保 ・地域移行、定着支援 ・地域移行・地域定着WG ...etc.] D --- D2([障害者の住まい確保、地域移行・地域定着支援連絡会等との連携、医療-福祉連携ツールの開発...]) </pre>	
参考データ	—

分野	5. 児童福祉
制度/業務	(1) 家庭児童相談
所掌範囲	竹富町及び与那国町(石垣市については石垣市福祉部児童家庭課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>福祉事務所には、家庭における人間関係の健全化及び児童養育適正化等、家庭児童福祉の向上を図り、相談指導援助を充実強化するために家庭児童相談室が設置されている。</p> <p>家庭児童相談室には、家庭児童福祉主事(兼務)1人、家庭児童支援員(非常勤)1人が配置されており、児童福祉法等関係法令に基づいて相談指導援助を行っている。</p> <p>当事務所においては、児童の養育等に関する問題についての相談に応じ、各関係機関と連携してそれぞれのケースに則した必要な指導及び措置を行っている。</p> <p>《相談内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護相談 子どもの虐待や養育についての相談 ・保健相談 子どもの成長や疾病についての相談 ・障害相談 子どもの発達や障害についての相談 ・非行相談 子どもの非行や問題行動についての相談 ・育成相談 子どもの性格相談、不登校、育児やしつけについての相談 ・その他 その他子どもに関する相談 <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和2年度の相談内容別件数及び相談経路別件数を見ると、子どもについての経済問題や養育の問題の相談である「養護相談」が最も多く、相談経路としては「町からの通告」に次いで「本人からの相談」が多くなっている。</p> <p>当所が所管する圏域は、2町とも離島であることから、来所相談が気軽にできないため、町からの通告が多くなっていると考えられる。</p>	
参考データ	<p>表 11 家庭児童相談室における年度別相談件数(のべ数) (p.26) 参照。</p> <p>表 12 家庭児童相談室における相談の経路別件数 (p.26) 参照。</p> <p>表 13 家庭児童相談室における相談の処理内容別件数 (p.27) 参照。</p>

分野	5. 児童福祉
制度/業務	(2) 助産制度
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>児童福祉法第22条の規定に基づき、助産制度を実施している。本制度は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象としており、制度の利用にあたっては、居住地の市町が申請窓口となる。</p> <p>《申請窓口》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市が居住地の方 → 石垣市福祉部こども未来局こども家庭課にて申請・決定。 ・竹富町、与那国町が居住地の方 → 各町の役場にて申請後、八重山福祉事務所にて、調査・決定。 <p>申請者の負担金等の通知は八重山福祉事務所が行う。</p> <p>本制度を利用するメリットとしては、出産に際して病院に支払う費用のうち、主に健康保険法に基づく診療報酬点数、分娩介助料、胎盤処置料、新生児介助料等を、沖縄県が公費により支弁することにある。ただし、一部の世帯を除き、出産に係る費用の一部を申請者が負担する場合もあるが、その金額は申請者の世帯の経済状況に応じて、階層別に分けて決定している。（申請者に負担が生じた場合でも、助産制度を利用しない場合と比較して、経済的な負担は軽減できる。）</p> <p>また、助産制度の利用により入所できる病院は沖縄県が指定しており、八重山圏域においては、「沖縄県立八重山病院」1か所のみが指定されている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和2年度は各市町より全14件の進達があり、すべて受理しているが、うち1件の取り下げがあった。申請件数については、過去3年間（平成29～31年）は平均7件程度で推移している。</p>	
参考データ	表14 助産施設入所措置状況 (p.27) 参照。

分野	5. 児童福祉
制度/業務	(3) 保育行政等指導監査
所掌範囲	<p>市町村保育行政: 竹富町及び与那国町(石垣市については、沖縄県子育て支援課が所管。)</p> <p>公立保育所: 八重山圏域全域(私立保育所については、沖縄県子育て支援課が所管。)</p>
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>保育行政等指導監査とは、保育行政等の適切かつ円滑なる実施を確保するため、子ども・子育て支援法等関係法令に照らし、適正に実施されているかどうかを個別に明らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずるものである。</p> <p>(1) 市町村保育行政指導監査</p> <p>市町村の組織体制、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定及び保育所入所事務や保育所運営費負担金等の事務処理状況等保育行政全般にわたる状況について、指導監査を行う。</p> <p>(2) 公立保育所指導監査</p> <p>公立保育所における入所児童の処遇、職員の配置及び勤務状況、設備の状況等施設の運営管理全般について、指導監査を行う。</p> <p>このうち、交通条件、自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない離島等のへき地において、保育所を設置することが困難な地域に設置される市町村立のへき地保育所については、児童福祉法第59条第1項及び沖縄県へき地保育所立入調査実施要領に基づく指導監査を平成30年度より実施。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>与那国町の保育行政指導監査及び石垣市公立保育所(大川保育所)、石垣市公立認定こども園(おおはまこども園、まきらこども園、へいしんこども園、あらかわこども園)、与那国町公立保育所(祖納保育所)の保育所指導監査を年1回実施。</p> <p>平成30年度より、へき地保育所(石垣市の伊原間保育所、川平保育所、竹富町の小浜保育所、大富保育所、西表保育所、波照間保育所、上原保育所、竹富保育所、黒島保育所、与那国町の久部良保育所)について保育所指導監査を2年に1回実施。</p>	
参考データ	—

分野	6. 母子及び父子並びに寡婦福祉
制度/業務	(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>ひとり親家庭の父母等の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子父子寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の父母等が就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、無利子または低金利で資金を貸し付ける制度である。</p> <p>資金の種類は 12 種類あり、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、修業資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金がある。資金ごとに貸付条件や貸付上限額、償還期間が異なる。</p> <p>当所には、ひとり親家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付や福祉に関する相談等を行う母子・父子自立支援員2名が配置されている。</p> <p>また、貸付金の円滑な償還を図るため、貸付を受けた世帯を訪問し、支払いに関する指導等を行う母子・父子福祉協力員が1名配置されている。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>平成 29 年度以降は年間15件程度の貸付件数で、貸付額は 600 万前後で推移している。特に近年は、就学支度資金や修学資金といった「子の進学」に関する貸付件数が増加傾向にある。</p>	
参考データ	<p>《母子・父子世帯の状況》</p> <p>表 15 市町別母子世帯の状況 (p.27) 参照。</p> <p>表 16 市町別父子世帯の状況 (p.27) 参照。</p> <p>《活動状況》</p> <p>表 17 年度別資金別母子父子自立支援員の活動状況 (p.27) 参照。</p> <p>表 18 年度別母子父子協力員の活動状況 (p.28) 参照。</p> <p>《貸付状況》</p> <p>表 19 母子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域) (p.28) 参照。</p> <p>表 20 父子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域) (p.28) 参照。</p> <p>表 21 寡婦福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域) (p.29) 参照。</p> <p>《償還状況》</p> <p>表 22 年度別償還状況(圏域) (p.29) 参照。</p>

分野	6. 母子及び父子並びに寡婦福祉
制度/業務	(2) 母子家庭等対策総合支援
所掌範囲	竹富町及び与那国町
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>沖縄県では、ひとり親家庭の就業支援のために、以下の支援事業を実施している。</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金</p> <p>ひとり親家庭の母又は父が、就業等に結びつく可能性の高い教育訓練講座等を受講した際に、支払った受講費用の60%（1万2千円以上で20万円を上限）に相当する額を支給する。</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金</p> <p>ひとり親家庭の母又は父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のために1年以上養成機関等で就業する場合に、生活費の負担軽減のため給付金（月額10万円又は7万500円）を支給する。</p> <p>(3) 高等職業訓練促進資金貸付金</p> <p>高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して、入学準備金として50万円、就職準備金として20万円の貸付を行う。取得した資格を生かして5年間就労した場合、返済が免除となる。</p> <p>(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</p> <p>ひとり親家庭の親又は子どもが高卒認定試験の合格を目指す場合、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るため、受講修了時に受講料の20%（10万円以内）を支給し、支給を受けた者が2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合には、受講料の40%を支給する。合計で15万円以内とする。（町村在住者対象）</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和2年度時点での実績なし。</p>	
参考データ	—

分野	7. 女性保護
制度/業務	(1) 女性相談
所掌範囲	竹富町及び与那国町 (石垣市については石垣市こども未来局こども家庭課が所管)
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>女性保護とは、従来、売春防止法に基づき、売春の防止、売春をしている女子の保護更生を図るものであったが、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が施行され、DV被害者の相談支援についても、支援の対象となった。</p> <p>また、平成16年には人身取引対策行動計画、平成12年にはストーカー行為等に関する法律が制定され、支援対象が広がっているところである。</p> <p>(1) 女性相談</p> <p>女性の基本的な人権の保護という観点に立ち、日常生活を営む上で何らかの問題(夫婦、家庭、男女、生活、職業、健康、離婚等)を抱える女性の相談に、専門的立場で広く応じる。</p> <p>(2) 女性相談員</p> <p>売春防止法に基づき、都道府県知事または市町が女性相談員を委嘱し、要保護女子等の発見に努め、その相談・指導等を行う。</p> <p>八重山福祉事務所においては、1名配置している。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和2年度の相談件数は295件と前年度よりわずかに減少したが、本人からの相談は増加した。主訴別の相談件数については、「夫等の暴力」が最も多く、次いで「離婚問題」となっている。</p>	
参考データ	表 23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数) (p.29) 参照。 表 24 女性相談等経路別受付状況 (p.30) 参照。

分野	7. 女性保護
制度/業務	(2) 配偶者暴力相談支援センター
所掌範囲	八重山圏域全域
制度/業務の概要と八重山圏域の現状	
<p>【制度/業務の概要】</p> <p>(1) 配偶者暴力相談支援センター</p> <p>配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関である。</p> <p>沖縄県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 第3条第1項に基づき、女性相談所と各福祉事務所に「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、DV 防止法第3条第3項の規定に基づき、支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者からの相談に応じること ・被害者の緊急時における安全の確保等 ・被害者が自立して生活するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等 ・保護命令申立に関する援助 <p>(2) DV被害者自立支援事業</p> <p>DV 被害者が自立しやすい環境体制構築のため、女性相談所、福祉事務所が実施主体となり、支援金を支給する。支援の種類は、保護命令支援、住宅支援、医療費支援、同伴児童支援、緊急食糧支援等がある。</p> <p>(3) 専門家活用事業</p> <p>DV 相談について、相談体制を強化するため、専門家を活用し、精神科医、心理療法士、弁護士等の専門家の意見、アドバイスを求める。</p> <p>【八重山圏域の現状】</p> <p>令和2年度の相談内訳は「夫等の暴力」の相談が約 5 割を占めている。</p>	
参考データ	<p>表 23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数) (p.29) 参照。</p> <p>表 24 女性相談等経路別受付状況(p.30) 参照。</p> <p>表 25 女性保護に係る一時保護件数(圏域) (p.30) 参照。</p>

Ⅲ 資料編

Ⅲ 資料編目次

項 目	頁
表1 管内の被保護世帯、人員、保護率	24
表2 保護開始件数と開始理由	〃
表3 被保護世帯の類型	〃
表4 世帯類型別保護受給期間	〃
表5 八重山圏域における民生委員の配置状況	25
表6 令和2度介護保険事業者の指定及び実施指導状況	〃
表7 市町村別・障害程度別療育手帳交付状況	〃
表8 特別障害者手当等の支給月額推移	〃
表9 特別障害者手当等の支給状況	〃
表10 障害福祉サービス事業所に対する実地指導の実施状況	26
表11 家庭児童相談室における年度別相談件数(のべ数)	〃
表12 家庭児童相談室における相談の経路別件数	〃
表13 家庭児童相談室における相談の処理内容別件数	27
表14 助産施設入所措置状況	〃
表15 市町村別母子世帯の状況	〃
表16 市町村別父子世帯の状況	〃
表17 年度別資金別母子父子自立支援員の活動状況	〃
表18 年度別母子父子協力員の活動状況	28
表19 母子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	〃
表20 父子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	〃
表21 寡婦福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)	29
表22 年度別償還状況(圏域)	〃
表23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数)	〃
表24 女性相談等経路別受付状況	30
表25 女性保護に係る一時保護件数(圏域)	〃

表1 管内の被保護世帯、人員、保護率

自治体	平成28年度 (3月統計)	平成29年度 (3月統計)	平成30年度 (3月統計)	平成31年度 (3月統計)	令和2年度 (3月統計)
竹富町	39 世帯 40 人	37 世帯 39 人	38 世帯 41 人	35 世帯 43 人	38 世帯 47 人
与那国町	20 世帯 25 人	21 世帯 26 人	19 世帯 23 人	19 世帯 22 人	17 世帯 20 人
管内計	59 世帯 65 人	58 世帯 65 人	57 世帯 64 人	54 世帯 65 人	55 世帯 67 人
管内保護率	10.88 ‰	10.86 ‰	10.80 ‰	11.00 ‰	11.31 ‰

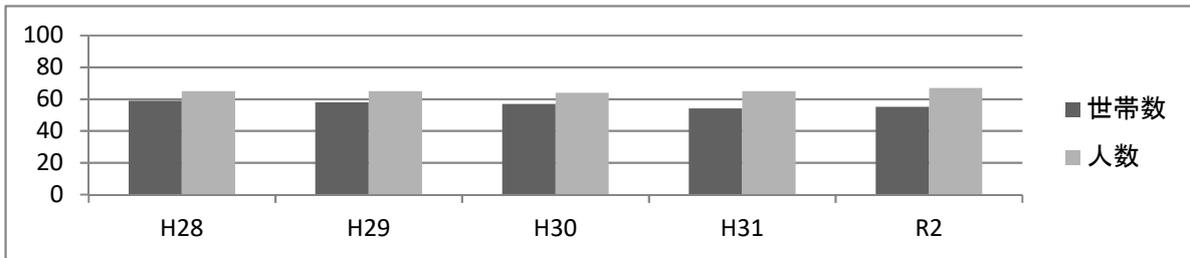


表2 保護開始件数と開始理由

相談内容	平成31年度		令和2年度	
	件数	構成比	件数	構成比
傷病等	6 件	54.5 %	4 件	40.0 %
預貯金の減少・喪失	1 件	9.1 %	5 件	50.0 %
仕送りの減少・喪失	0 件	0.0 %	0 件	0.0 %
離別等・失業	0 件	0.0 %	0 件	0.0 %
その他	4 件	36.4 %	1 件	10.0 %
合計	11 件	100.0 %	10 件	100.0 %

表3 被保護世帯の類型

年度	高齢者		母子		障害者		傷病者		その他	
平成31年度 (3月統計)	41件	75.9%	1件	1.9%	4件	7.4%	4件	7.4%	6件	11.1%
令和2年度 (3月統計)	38件	69.1%	1件	1.8%	3件	5.5%	5件	9.1%	8件	14.5%

表4 世帯類型別保護受給期間

(令和3年4月1日現在)

世帯類型	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上		合計	
	高齢者世帯	5件	50.0% 13.2%	8件	53.3% 21.1%	14件	93.3% 36.8%	11件	78.6% 28.9%	38件
母子世帯	1件	10.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	0件	0.0%	1件	1.9%
障害者世帯	0件	0.0% 0.0%	2件	13.3% 50.0%	0件	0.0% 0.0%	2件	14.3% 50.0%	4件	7.4% 100.0%
傷病者世帯	2件	20.0% 50.0%	0件	0.0% 0.0%	1件	6.7% 25.0%	1件	7.1% 25.0%	4件	7.4% 100.0%
その他世帯	2件	20.0% 28.6%	5件	33.3% 71.4%	0件	0.0% 0.0%	0件	0.0% 0.0%	7件	13.0% 100.0%
合計	10件	100.0% 18.5%	15件	100.0% 27.8%	15件	100.0% 27.8%	14件	100.0% 25.9%	54件	100.0%

※各項上段:当該受給期間別世帯数における各世帯類型の割合。

※各項下段:当該世帯類型別世帯数における各受給期間の割合。

(表1~4:八重山福祉事務所生活保護データより)

表5 八重山圏域における民生委員の配置状況

(令和3年3月31日現在)

自治体	定員 :(内主児)	現員 :(内主児)	欠員 :(内主児)	充足率	男:女
竹富町	18名:(2名)	18名:(2名)	0名:(2名)	100.0 %	1:5
与那国町	8名:(2名)	7名:(2名)	1名:(2名)	87.5 %	0:7
参考:石垣市	86名:(6名)	62名:(4名)	24名:(2名)	72.1 %	14:17

表6 令和2年度介護保険事業者の指定及び実地指導状況

サービスの種類	新規指定		実地指導	
	介護	予防	介護	予防
訪問介護	1件		2件	0件
訪問看護	2件	2件	1件	1件
居宅療養管理指導				
通所介護			2件	0件
通所リハビリテーション				
福祉用具貸与			1件	1件
特定福祉用具販売			1件	1件
居宅介護支援				
合計	3件	2件	7件	3件

表7 市町村別・障害程度別療育手帳交付状況

(令和3年3月31日現在)

障害程度/年齢		石垣市	竹富町	与那国町	合計
A1 (最重度)	障害者(18歳以上)	38名	2名	1名	41名
	障害児(18歳未満)	7名	0名	0名	7名
	小計	45名	2名	1名	48名
A2 (重度)	障害者(18歳以上)	91名	11名	3名	105名
	障害児(18歳未満)	9名	1名	0名	10名
	小計	100名	12名	3名	115名
B1 (中度)	障害者(18歳以上)	126名	14名	13名	153名
	障害児(18歳未満)	33名	0名	1名	34名
	小計	159名	14名	14名	187名
B2 (軽度)	障害者(18歳以上)	160名	13名	6名	179名
	障害児(18歳未満)	89名	5名	0名	94名
	小計	249名	18名	6名	273名
総計	障害者(18歳以上)	415名	40名	23名	478名
	障害児(18歳未満)	138名	6名	1名	145名
	合計	553名	46名	24名	623名

表8 特別障害者手当等の支給月額の変移

手当	平成30年度	平成31年度	令和2年度
特別障害者手当	26,940円	27,200円	27,350円
障害児福祉手当	14,650円	14,790円	14,880円
福祉手当(経過措置)	14,650円	14,790円	14,880円

表9 特別障害者手当等の支給状況

手当	自治体	平成30年度	平成31年度	令和2年度
特別障害者 手当	竹富町	24人月	24人月	23人月
	与那国町	0人月	0人月	0人月
障害児福祉 手当	竹富町	0人月	0人月	0人月
	与那国町	0人月	0人月	0人月
福祉手当 (経過措置)	竹富町	0人月	0人月	0人月
	与那国町	0人月	0人月	0人月

*上記各年度の実績については、支給月の関係から、前年度2月～当該年度1月までの実績となっている。

表10 障害福祉サービス事業所に対する実地指導の実施状況

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	令和2年度
居宅介護	2件	2件	2件
重度訪問介護	2件	2件	2件
同行援護	0件	1件	0件
行動援護	0件	0件	0件
療養介護			
生活介護	0件	0件	0件
短期入所			
重度障害者等包括支援			
自立訓練(機能訓練)			
自立訓練(生活訓練)	1件	0件	0件
就労移行支援	1件	0件	0件
就労継続支援(A型)	2件	2件	1件
就労継続支援(B型)	1件	4件	1件
就労定着支援			
自立生活援助			
共同生活援助	0件	0件	0件
地域移行支援	0件	0件	0件
地域定着支援	0件	0件	0件
児童発達支援	2件	0件	0件
医療型児童発達支援			
放課後等デイサービス	2件	0件	0件
居宅訪問型児童発達支援			
保育所等訪問支援	0件	0件	0件
合計	13件	11件	6件

◎圏域内に該当事業所なし。

※入所施設については本庁障害福祉課所管。

※短期入所については、令和元年度末時点、圏域内のサービスは入所施設と併設のため、本庁障害福祉課所管。

※件数についてはサービスごとの積算。複数サービスを実施している事業所もあるため、指導実施実事業所数とは必ずしも一致しない。

表11 家庭児童相談室における年度別相談件数(のべ数)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
性格・生活習慣等	9件	12件	2件	6件
知能・言語	4件	2件	0件	4件
学校生活等	114件	54件	25件	8件
非行	0件	1件	0件	0件
家族関係	65件	7件	25件	23件
環境福祉	52件	198件	101件	273件
心身障害	0件	4件	1件	0件
その他	24件	49件	132件	30件
合計	268件	327件	286件	344件

区分	養護相談		保健相談③	障害相談			非行相談⑦	育成相談			その他⑪	合計
	虐待①	その他②		身体障害④	知的障害⑤	発達障害⑥		性格行動⑧	不登校⑨	育児・しつけ⑩		
平成31年度	0	278	0	0	52	2	0	0	24	0	114	470
令和2年度	0	590	0	0	95	0	0	0	17	2	90	794

※沖縄県家庭児童相談室設置運営要綱の一部改正(H30.3.30付)により、相談種別項目が変更されている。

表12 家庭児童相談室における相談の経路別件数

経路	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
発見	0件	0件	0件	0件	0件
児童委員からの通告	1件	0件	0件	0件	0件
児童相談所からの送致	0件	0件	0件	1件	0件
児童相談所からの委嘱	0件	0件	0件	0件	0件
保健所からの通知	0件	0件	0件	0件	0件
警察関係からの通告	0件	3件	0件	6件	1件
その他関係機関からの通告	26件	1件	0件	3件	0件
市町村からの通告	36件	26件	33件	76件	112件
学校からの相談	78件	28件	55件	50件	93件
家族親戚からの相談	14件	2件	5件	4件	20件
本人からの相談	53件	59件	50件	102件	110件
その他からの相談等	28件	14件	44件	32件	48件
合計	236件	133件	187件	274件	384件

表13 家庭児童相談室における相談の処理内容別件数

処理内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導		0件	0件	0件	0件	0件
施設入所措置	助産施設	9件	11件	4件	6件	13件
	母子寮	0件	0件	0件	0件	0件
	保育所	0件	0件	0件	0件	0件
児童福祉法第22～24条の措置権者に報告又は通知		0件	0件	0件	0件	0件
児童相談所へ送致又は通知等		0件	0件	0件	0件	0件
児童相談所への委嘱による調査の完了		0件	0件	0件	0件	0件
他の機関に斡旋紹介		1件	2件	0件	2件	0件
相談・助言・その他		226件	120件	183件	266件	384件
合計		236件	133件	187件	274件	397件

表14 助産施設入所措置状況

自治体	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
石垣市	8件	10件	4件	6件	12件
竹富町	0件	1件	0件	0件	0件
与那国町	0件	0件	0件	0件	1件
合計	8件	11件	4件	6件	13件

表15 市町別母子世帯の状況

(令和3年3月31日現在)

自治体	総世帯数	母子世帯数	母子世帯出現率	原因別					貸付件数	貸付利用率
				死別	離婚	遺棄	未婚	その他		
石垣市	24,480	704	2.88%	4	598	4	93	5	20件	2.8%
竹富町	2,454	33	1.34%	2	22	0	9	0	0件	0.0%
与那国町	924	15	1.62%	1	13	0	1	0	0件	0.0%
合計	27,858	752	2.70%	7	633	4	103	5	20件	2.7%

表16 市町別父子世帯の状況

(令和3年3月31日現在)

自治体	総世帯数	父子世帯数	父子世帯出現率	原因別					貸付件数	貸付利用率
				死別	離婚	遺棄	未婚	その他		
石垣市	24,480	79	0.32%	7	68	0	0	4	0件	0.0%
竹富町	2,454	7	0.29%	0	7	0	0	0	0件	0.0%
与那国町	924	5	0.54%	0	5	0	0	0	0件	0.0%
合計	27,858	91	0.33%	7	80	0	0	4	0件	0.0%

表17 年度別資金別母子父子自立支援員の活動状況

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
母子福祉資金	貸付	実件数 のべ件数	40件 155件	71件 138件	23件 62件	14件 32件	21件 71件
	償還	実件数 のべ件数	156件 309件	225件 419件	45件 183件	40件 90件	35件 123件
父子福祉資金	貸付	実件数 のべ件数	0件 0件	2件 2件	0件 0件	1件 2件	1件 3件
	償還	実件数 のべ件数	5件 6件	9件 18件	1件 1件	0件 0件	2件 12件
寡婦福祉資金	貸付	実件数 のべ件数	4件 12件	1件 1件	0件 0件	0件 0件	0件 0件
	償還	実件数 のべ件数	1件 1件	0件 0件	1件 6件	0件 0件	1件 1件
訪問指導		実件数 のべ件数	65件 93件	86件 121件	70件 95件	20件 35件	31件 48件

表18 年度別母子父子協力員の活動状況

※訪問件数は指導対象世帯数、指導件数は訪問指導回数を指す。

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
協力員数	3名	2名	2名	1名	1名
のべ勤務日数	195日	96日	92日	48日	48日
のべ訪問件数	282件	119件	84件	85件	127件
のべ指導件数	320件	253件	114件	108件	259件

表19 母子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)

金額単位:千円

資金	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
事業継続資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
修学資金	8件	4,925	6件	5,470	3件	3,059	5件	2,681	4件	2,281,700
技能習得資金	0件	0	1件	317	0件	0	0件	0	0件	0
修業資金	1件	1,224	1件	408	0件	0	0件	0	0件	0
就職支度資金	1件	219	0件	0	0件	0	1件	330	1件	100,000
医療介護資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
生活資金	3件	483	1件	85	0件	0	0件	0	0件	0
住宅資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
転宅資金	2件	461	2件	471	2件	460	2件	505	2件	261,300
就学支度資金	7件	2,650	3件	719	3件	1,032	4件	2,336	7件	3,028,425
結婚資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
合計	22件	9,962	14件	7,470	8件	4,551	12件	5,852	14件	5,671,425

表20 父子福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)

金額単位:千円

資金	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
事業継続資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
修学資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
技能習得資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
修業資金	0件	0	1件	511	1件	511	0件	0	0件	0
就職支度資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
医療介護資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
生活資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
住宅資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
転宅資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
就学支度資金	0件	0	0件	0	0件	0	1件	252	0件	0
結婚資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
合計	0件	0	1件	511	1件	511	1件	252	0件	0



表21 寡婦福祉資金年度別資金別貸付状況(圏域)

資金	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
事業継続資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
修学資金	0件	0	1件	420	0件	0	0件	0	0件	0
技能習得資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
修業資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
就職支度資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
医療介護資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
生活資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
住宅資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
転宅資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
就学支度資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
結婚資金	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0	0件	0
合計	0件	0	1件	420	0件	0	0件	0	0件	0

金額単位:千円

表22 年度別償還状況(圏域)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
調定済額	8,208,527 円	8,171,947 円	8,421,154 円	8,447,050 円	9,184,869 円
収入済額	5,949,602 円	6,244,819 円	6,681,767 円	6,417,495 円	7,594,324 円
不納欠損額	178,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円
収入未済額	2,080,925 円	1,927,128 円	1,739,387 円	2,029,555 円	1,590,545 円
償還率	72.48%	76.42%	79.35%	75.97%	82.68%

表23 女性相談等主訴別受付状況(のべ数)

主訴		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	令和2年度
人間関係	夫等					
	天等の暴力	144件	73件	98件	44件	160件
	薬物中毒・酒乱	0件	0件	4件	0件	0件
	離婚の問題	39件	82件	79件	169件	66件
	その他	15件	13件	14件	14件	0件
	子ども					
	子どもの暴力	1件	11件	4件	0件	0件
	養育不能	0件	1件	0件	0件	0件
	その他	46件	38件	51件	5件	16件
	親族					
	親の暴力	2件	2件	2件	0件	8件
	その他の親族の暴力	1件	4件	1件	1件	0件
	その他	14件	8件	11件	0件	0件
家庭不和	3件	0件	18件	3件	4件	
その他の者の暴力	2件	0件	0件	0件	3件	
男女関係	5件	16件	22件	0件	4件	
その他	6件	5件	3件	5件	0件	
住居問題	15件	1件	4件	1件	15件	
帰宅先なし	5件	1件	0件	0件	1件	
経済関係	生活困窮	0件	9件	1件	1件	13件
	サラ金・借金	3件	9件	4件	0件	0件
	求職	0件	0件	0件	0件	0件
	その他	0件	11件	0件	55件	3件
医療関係	病気	0件	0件	0件	0件	0件
	精神的問題	1件	0件	18件	5件	1件
	妊娠・出産	0件	0件	0件	0件	0件
	その他	1件	0件	1件	1件	1件
不純異性交遊	0件	0件	0件	0件	0件	
売春強要	0件	0件	0件	0件	0件	
暴力団関係・ヒモ	0件	0件	0件	0件	0件	
5条違反	0件	0件	0件	0件	0件	
合計	303件	284件	335件	304件	295件	

表24 女性相談等経路別受付状況

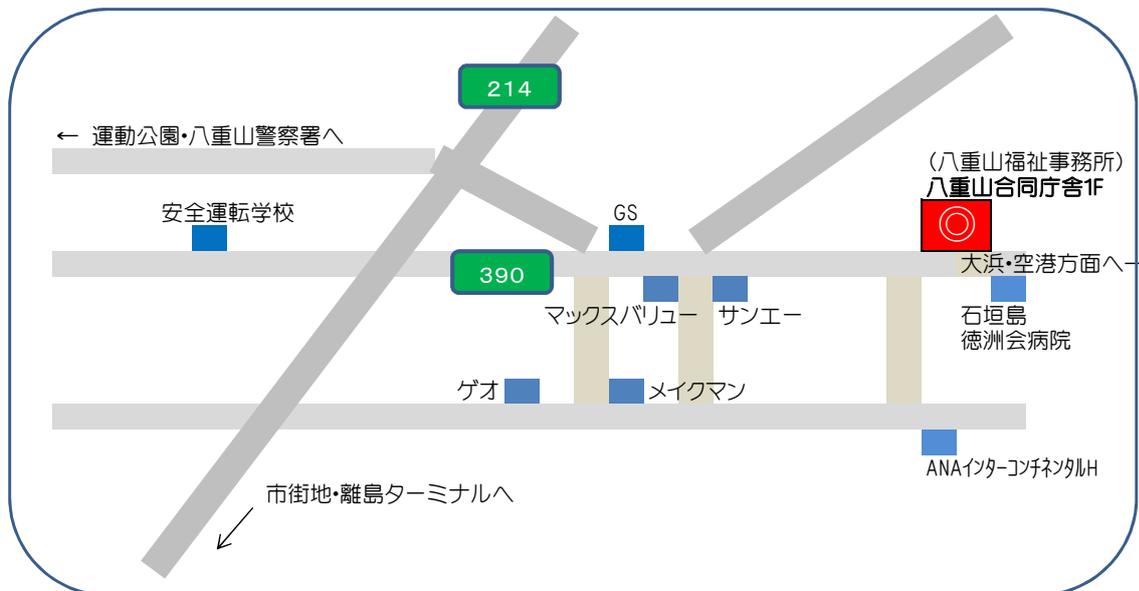
経路	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
本人自身	117 件	146 件	188 件	259 件	262 件
警察関係	38 件	34 件	77 件	2 件	4 件
法務関係	44 件	37 件	7 件	11 件	7 件
他府県の女性相談所	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
他の女性相談員	75 件	0 件	32 件	4 件	9 件
福祉事務所	0 件	19 件	0 件	0 件	0 件
児童相談所	0 件	0 件	0 件	0 件	5 件
民生委員	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
その他の相談機関	9 件	17 件	8 件	15 件	6 件
社会福祉施設等	5 件	0 件	0 件	0 件	0 件
保健所	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
医療施設	1 件	0 件	0 件	11 件	2 件
教育関係	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
労働関係	0 件	4 件	0 件	0 件	0 件
縁故者・知人等	9 件	26 件	19 件	0 件	0 件
その他	5 件	1 件	4 件	2 件	0 件
合計	303 件	284 件	335 件	304 件	295 件

表25 女性保護に係る一時保護件数(圏域)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
一時保護委託件数	11 件	1 件	1 件	0 件	1 件

沖縄県八重山福祉事務所(八重山合同庁舎)までは

- 新石垣空港から、タクシーでは約20分。バスで約25分
- 離島ターミナルから、タクシー、バスで約15分。
- 最寄りのバス停は「沖縄県八重山合同庁舎前」。



八重山福祉事務所ホームページアドレス

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-yaeyama/index.html>

令和2年度 福祉事務所概要

令和3年9月発行

編集・発行／沖縄県八重山福祉事務所

沖縄県石垣市字真栄里438番地1

TEL 0980-82-2330

FAX 0980-83-5949

